

38. 自然環境整備交付金（国定公園等事業）

目的・概要

国定公園、長距離自然歩道、国指定鳥獣保護区において、地域の特性を活かした自然とのふれあいの場の整備や自然環境の保全・再生を実施し、自然と共生する社会の実現を図ることを目的とした交付金です。

●**対象者** : 都道府県

●**対象事業** : 都道府県又は都道府県の補助を受けて市町村が実施する以下の事業

- ① 国定公園において行われる国定公園事業施設（歩道、園地、避難小屋、休憩所等）の整備事業
- ② 国定公園において行われる生態系維持回復事業計画に基づく施設の整備事業国定公園
- ③ 国指定鳥獣保護区（国立公園及び国定公園区域と重複する国指定鳥獣保護区を除く。）において行われる自然再生施設の整備事業（平成18年度以前からの継続事業に限る。）
- ④ 長距離自然歩道整備計画（国立公園及び国定公園の区域以外）に基づく整備事業

●**補助金額・補助率等** : 自然環境整備交付金交付要綱第7条により算出された事業費について、45%を乗じて算出した額を超えないもの。

●**手続き等** : ① 整備計画の作成
都道府県は環境省の指定する時期に、自然環境整備計画作成要領の規定に基づき、自然環境整備計画を作成
② 交付申請手続
整備計画に基づき、同交付要綱第9条による交付金交付申請書を環境大臣に提出

自然環境整備交付金による施設整備事例

国定公園等名	丹後天橋立大江山国定公園	金剛生駒紀泉国定公園
施設名	休憩施設	公衆トイレ
公園事業名	天橋立地区	近畿自然歩道
施設の写真		

○問い合わせ先 : 環境省自然環境局 自然環境整備課

電話 03-5521-8281 FAX 03-3595-0029